

福岡県公報

平成26年12月16日
第3654号

目次

告示 (第1026号 - 第1031号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) 2
- 公 告**
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3

告 示

福岡県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	500号	前	朝倉市江川300番1先から 朝倉市江川464番先まで	10.6 ～ 29.5	124.0
			後	朝倉市江川300番1先から 朝倉市江川464番先まで	14.6 ～ 30.8	124.0

福岡県告示第1027号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年12月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	500号	朝倉市江川300番1先から 朝倉市江川464番先まで

福岡県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	--------------	--------------

京 築	県道	山 内 吉 富 線	前	豊前市大字鬼木160番先 から 築上郡上毛町大字緒方 436番1先まで	4.0 ～ 20.2	1,173.4
			前	豊前市大字鬼木160番先 から 築上郡上毛町大字緒方 436番1先まで	4.4 ～ 31.8	1,423.1
			後	豊前市大字鬼木160番先 から 築上郡上毛町大字緒方 436番1先まで	4.0 ～ 20.2	1,047.5
			後	豊前市大字鬼木160番先 から 築上郡上毛町大字緒方 436番1先まで	4.4 ～ 31.8	1,423.1

福岡県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年12月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	山 内 吉 富 線	築上郡上毛町大字緒方740番1先から 築上郡上毛町大字緒方436番1先まで

福岡県告示第1030号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年12月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
田川郡添田町大字津野字上ノ台1104の19、1104の20
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1031号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成26年12月16日

福岡県知事 小 川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代1月号	雑誌15277-01	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント1月号	雑誌15115-1	マイウェイ出版株式会社	

公 告**公告**

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月16日

福岡県知事 小 川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（湊田地区）	平成25年5月1日
農業用排水施設整備事業（杷木久喜宮若市地区）	平成26年2月5日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩松隈字行合500番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市大城三丁目22-10-102号
三山 優輝

公告

耳納山麓土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年12月16日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏 名	住 所
綾部 慶幸	久留米市田主丸町地徳2905番地1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡宇美町宇美東三丁目1883番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
岡山県倉敷市船穂町船穂2095番地8
倉敷レーザー 株式会社
代表取締役 難波 敢